

島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書の主な改正要旨 (令和8年4月)

■改定要旨

国土交通省及び農林水産省の最新版共通仕様書に準じた改定

1. 共通事項

- ①成果物提出部数については、特記仕様書で示すことに統一
- ②字句の訂正

2. 設計業務共通仕様書

○道路編

- ①「第7章 トンネル設計 第2節 トンネル設計 第6704条 山岳トンネル詳細設計」において、トンネル断面及び支保工の設計時の鏡吹付けの実施を図面等の設計図書に記述することの明確化

○森林整備編

- ①「第6章 林道設計 第1節 林道設計 第11602条 一車線林道実施設計」において、林業作業用施設の設計計画の適切な実施を明示

3. 地質・土質調査業務

- ①「第1章 総則 第108条 主任技術者」の資格要件となっていた「地質調査技士又はこれと同等の能力を有する者」を削除

4. 漁港関係事業調査設計・測量業務等

- ①「第2章 測量 2節 水路測量」において、各内容を定義・記載していたが、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第2節」によることに変更

5. 詳細設計照査要領

現在の島根県詳細設計照査要領は、国土交通省の同要領を元に作成（改定）しているものであるが、内容にほとんど差異がない。

また、国土交通省の同要領の改定を受けてからの県版の改定作業を行うこととなるため、照査内容や項目に差異が生じていたことから、県版の照査要領は廃止し、設計照査は、国土交通省版を準拠することに取り扱い変更する。